

社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会

介護職員処遇改善加算の取組について

平成30年度の取組み

○提供サービスの内容 介護処遇改善加算 I

○賃金改善の具体的内容

- ・賃金改善所要額 37,221,744 円
- ・基本給については、平成 24 年度と平成 29 年度に俸給表を改正し全体にベースアップを行っている。

初任給	～平成 24 年度	～平成 29 年度	改善後
大学卒 (1 - 7)	164,900 円	172,500 円	178,000 円
短大卒 (1 - 4)	148,000 円	154,700 円	162,000 円
パート職員(随時)	850 円→ 900 円→	950 円→	970 円

- ・諸手当については処遇改善手当として、月額 3,000 円を支給している。また、処遇改善加算手当として、夜勤1回につき、2000 円を支給している。

○キャリアパス要件について

- ・職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をしています。
- ・資質向上を図るため、介護福祉士や社会福祉士等の資格取得を支援しています。
- ・資格等に応じて昇給する仕組みを設けています。

○職場環境等実施した事項について

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、強度行動障害支援者研修、サービス管理責任者研修等の受講支援や勤務シフトの配慮。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化。
- ・障がいをもつ者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮。
- ・非正規職員から正規職員への転換。